

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案						
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)						
第2条 略	第2条 略						
(1)～(124)の5 ー略ー	(1)～(124)の5 ー略ー						
	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="885 403 1149 772"><u>(124)の6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査</u></td> <td data-bbox="1181 403 1308 616">産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料</td> <td data-bbox="1348 403 1484 436"><u>147,000円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="885 784 1149 1243"><u>(124)の7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査</u></td> <td data-bbox="1181 784 1308 1086">産業廃棄物の処理に係る特例認定の変更認定申請手数料</td> <td data-bbox="1348 784 1484 817"><u>134,000円</u></td> </tr> </table>	<u>(124)の6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査</u>	産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	<u>147,000円</u>	<u>(124)の7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査</u>	産業廃棄物の処理に係る特例認定の変更認定申請手数料	<u>134,000円</u>
<u>(124)の6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査</u>	産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	<u>147,000円</u>					
<u>(124)の7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査</u>	産業廃棄物の処理に係る特例認定の変更認定申請手数料	<u>134,000円</u>					
(125)～(139)の3の7 ー略ー	(125)～(139)の3の7 ー略ー						
	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="885 1310 1149 1590"><u>(139)の3の8 土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡の承認の申請に対する審査</u></td> <td data-bbox="1181 1310 1308 1512">汚染土壌処理業の譲渡承認申請手数料</td> <td data-bbox="1348 1310 1484 1344"><u>120,000円</u></td> </tr> </table>	<u>(139)の3の8 土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡の承認の申請に対する審査</u>	汚染土壌処理業の譲渡承認申請手数料	<u>120,000円</u>			
<u>(139)の3の8 土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡の承認の申請に対する審査</u>	汚染土壌処理業の譲渡承認申請手数料	<u>120,000円</u>					
	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="885 1601 1149 1937"><u>(139)の3の9 土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査</u></td> <td data-bbox="1181 1601 1308 1904">汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認申請手数料</td> <td data-bbox="1348 1601 1484 1635"><u>120,000円</u></td> </tr> </table>	<u>(139)の3の9 土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査</u>	汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認申請手数料	<u>120,000円</u>			
<u>(139)の3の9 土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査</u>	汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認申請手数料	<u>120,000円</u>					

(139)の3の8 一略一

(139)の4～(139)の7の5 一略一

(139)の7の6 使 破碎業事 75,000円

用済自動車の再資 業範囲変
源化等に関する法 更許可申
律第70条第1項の 請手数料
規定に基づく破碎
業の事業の範囲の
変更の許可の申請
に対する審査

(139)の8～(478) 一略一

(139)の3の10 土 汚染土壤 120,000円
壤汚染対策法第27 処理業の
条の4第1項の規 相続承認
定に基づく汚染土 申請手数
壤処理業の相続の 料
承認の申請に対す
る審査

(139)の3の11 一略一

(139)の4～(139)の7の5 一略一

(139)の7の6 使 破碎業事 67,000円

用済自動車の再資 業範囲変
源化等に関する法 更許可申
律第70条第1項の 請手数料
規定に基づく破碎
業の事業の範囲の
変更の許可の申請
に対する審査

(139)の8～(478) 一略一

山形県自然環境保全条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(大規模開発行為の届出)</p> <p>第15条 第7条第1項により指定された自然環境保全地域、同条第2項各号に掲げる区域、第14条の5第1項により指定された里山環境保全地域、保安林等の区域、都市計画法（昭和43年法律第100号）<u>第9条第21項</u>に規定する風致地区の区域その他規則で定める区域以外の区域において、道路の建設、土石の採取、工業団地若しくは宅地の造成又はゴルフ場若しくはスキー場の建設その他規則で定める行為であつてその規模が規則で定める規模以上のものをしようとする者は、その行為に着手しようとする日の60日前までに、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>2 一略一</p>	<p>(大規模開発行為の届出)</p> <p>第15条 第7条第1項により指定された自然環境保全地域、同条第2項各号に掲げる区域、第14条の5第1項により指定された里山環境保全地域、保安林等の区域、都市計画法（昭和43年法律第100号）<u>第9条第22項</u>に規定する風致地区の区域その他規則で定める区域以外の区域において、道路の建設、土石の採取、工業団地若しくは宅地の造成又はゴルフ場若しくはスキー場の建設その他規則で定める行為であつてその規模が規則で定める規模以上のものをしようとする者は、その行為に着手しようとする日の60日前までに、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>2 一略一</p>